

専用水道設置者の水質検査の委託について（概要）

1 一般的事項

（1）専用水道設置者が水質検査を登録水質検査機関に委託するときは、書面により直接契約を締結する。

根拠：（法第20条第3項ただし書き）、（改正規則第15条第8項第1号）、（改正通知 記 第2 2（1））

（2）委託契約書その契約の終了の日から五年間保存すること。

根拠：（改正規則第15条第8項第2号）

（3）委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

根拠：（改正規則第15条第8項第3号）

（4）登録検査機関は、再委託する内容の委託契約を締結することは認められない。

（登録検査機関は全項目の水質検査ができるため）

根拠：（改正通知 記 第2 2（1））

（5）専用水道設置者は水質検査を委託した場合においても、結果に責任を有する。

（6）施行日前（平成24年3月31日）の契約は、なお従前の例による。

根拠：（附則 第2条（経過措置））

2 委託契約に含める項目

（1）委託する水質検査の項目

（2）定期の水質検査の時期及び回数

（3）委託に係る料金

専用水道設置者は、委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注する。

（4）試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

採取日程

採取地点

試料容器

採取方法

運搬主体

運搬方法

（5）水質検査の結果の根拠となる書類

分析日時

分析を実施した検査員の氏名

検量線のクロマトグラム

濃度計算書

(6) 臨時の水質検査の実施の有無

臨時検査の委託契約を定期検査と別途締結する場合、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記する。

なお、継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関であることが望ましい。

根拠：(改正規則第15条第8項第1号イ～ヘ)、(改正通知記第22(2)～(5))

3 専用水道設置者が確認する事項

(1) 試料の運搬等の確認

専用水道設置者が委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の運搬の速やかな実施が確実であることを確認すること。

根拠：(改正規則第15条第8項第4号、5号)

(2) 水質検査の業務の確認

水質検査結果の根拠となる書類確認(2(5)参照)。

精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料の確認。

水質基準項目に関する品質管理の認証(水道GLP、ISO/IEC17025等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認。

検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(日常業務確認調査)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努める。

根拠：(改正規則第15条第8項第6号)、(改正通知記第22(7))

4 水質検査計画

水質検査計画に、以下の事項を記載するとともに、当該水質検査計画にのっとり水質検査を委託する。

(1) 委託の範囲

具体的な検査項目及び頻度、試料の採取及び運搬方法並びに臨時検査の取扱い。

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

根拠：(改正規則第15条第6項、第7項第5号)

法：「水道法」(昭和32年法律第177号)

改正省令：「水道法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚労省令第125号)

改正通知：「水道法施行規則の一部改正について」(平成23年建水発1003第2号厚労省水道課長通知)

参考：水質検査・管理業務の委託の内容や経費の基準等などについて、詳細に記した「水質検査・管理業務等委託積算要領」が社団法人日本水道協会から出版されています。